

環評第 1 1 8 3 号
平成 19 年 10 月 5 日

経済産業大臣 甘 利 明 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書に関する
環境の保全の見地からの意見について（送付）

平成 19 年 5 月 16 日付けで関西電力株式会社から送付のあった標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり送付します。

姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書に関する意見書

標記の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

標記事業は、既設の発電設備の高経年化対策として、天然ガスを燃料とする高効率コンバインドサイクル発電方式への設備更新を行うものであり、窒素酸化物等の環境負荷の低減に資する事業である。

環境影響評価の実施にあたっては、方法書に記載の調査、予測、評価等を着実に行うほか、次の点に留意する必要がある。

1 全体的事項

方法書に記載の内容については、概ね適切であると考えるが、大気質を始めとする環境保全措置については、実行可能な範囲において複数案の比較検討や、より良い技術の導入の検討を行うこと。

工事の実施にあたっては、既設設備の撤去を伴うことから、発電設備の建設工事及び供用に加え、撤去工事についても十分な環境配慮が必要である。

特に、1期工事分供用後に撤去工事及び2期工事が実施されるなど工事中と供用の影響が重複する期間があり、その期間において影響が最大となる可能性があることから、必要に応じ適切な時期で予測及び評価を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺において、今後整備が予定されている道路を含め、これらの道路を工事用資材等の搬出入等に利用する場合には、大気環境に係る調査地点の見直し等必要に応じ適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ガスタービンの起動時及び停止時には窒素酸化物濃度が急激に変動することから、定格出力運転時のみならず、起動時や停止時の非定常稼動時における窒素酸化物排出量についても検討し、必要に応じ予測及び評価を行うこと。

(2) 温室効果ガス等

二酸化炭素の排出量については、発電所の発電効率が実行可能な範囲で高効率になるよう検討した上で、予測及び評価を行うこと。